

8 市川市物品購入入札契約に係る情報の公表に関する事務運用要領

(目的)

第1条 この要領は、物品購入の入札及び契約に係る情報の公表を促進するために必要な事項について、その運用方針を定め、市川市の物品購入における発注の適正な執行を図ることを目的とする。

(毎年度の発注見通しの公表)

第2条 毎年度の発注見通しの公表は、当該年度に発注する予定の物品購入のうち、1件当たりの購入予定額が80万円を超えるものとする。ただし、公表時点で発注の見通しのたっていない物品購入は除く。

2 公表する内容は、以下の事項とする。

- (1) 物品名
- (2) 業種
- (3) 数量
- (4) 担当課
- (5) 入札時期（契約時期）
- (6) 備考

3 公表は、物品購入発注予定表（様式第1号）により、市川市公式webサイト若しくは千葉県電子自治体共同運営協議会が運営するwebサイト（以下webサイトという。）に掲載及び市政情報センターでの閲覧に供することによって行うものとする。

4 公表期間は、当該年度末までとする。

5 公表時期は、毎年度4月中旬を目途に当該年度の発注見通しを公表するものとし、公表後、四半期（7月、10月、1月の各月の1日を目途とする。）ごとに追加の物品購入（新たに発注見通しのたったもの及び補正予算によるもの）の発注見通しを公表するものとする。

(入札内容に関する事項の公表)

第3条 入札内容に関する事項の公表は、1件当たりの購入予定額が80万円を超えるものとする。

2 公表する内容は、以下の事項とする。

- (1) 件名
- (2) 納入場所
- (3) 担当課
- (4) 入札日
- (5) 入札者
- (6) 入札金額
- (7) 落札者

3 公表は、物品購入入札結果一覧（様式第2-1号）及び物品購入単価入札結果一覧（様式第2-2号）により、webサイトに掲載及び市政情報センターでの閲覧に供することによって行うものとする。

4 公表期間は、契約を締結した年度の翌年度末までとする。

5 公表時期は、毎月10日を目途に、前月入札及び契約した内容を公表する。

(契約内容に関する事項の公表)

第4条 契約内容に関する事項の公表は、1件当たりの購入予定額が80万円を超えるものとする。

2 公表する内容は、以下の事項とする。

- (1) 入札及び契約方法
- (2) 契約者名
- (3) 契約者の住所
- (4) 購入物品の内容(品名・数量)
- (5) 納入場所
- (6) 業種
- (7) 納入期限(契約期間)
- (8) 契約金額(契約単価)

3 公表は、物品購入の契約内容(様式第3-1号)及び物品購入の単価契約内容(様式第3-2号)により、webサイトに掲載及び市政情報センターでの閲覧に供することによって行うものとする。

4 公表期間は、契約を締結した年度の翌年度末までとする。

5 公表時期は、毎月10日を目途に、前月入札及び契約した内容を公表する。

6 当該物品購入において、随意契約を行った場合の契約の相手方を選定した理由は、随意契約について(様式第4号)により公表するものとする。公表方法、公表期間及び公表時期は、契約内容に関する事項と同様とする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。